別添１　「残留リスクマップ」の様式例（残留リスク一覧を参照する場合）

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスクマップ（略称：残留リスクマップ）

製品名：「　　」

〇年〇月〇日作成

株式会社〇〇〇〇〇〇

※ 必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。

残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。

- **⚠危険：** 保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容
- **⚠警告：** 保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容
- **⚠注意：** 保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容

図中に示されている箇所の記号及び番号は、本製品の「残留リスク一覧」に記載されているものと一致している。各々の残留リスクの詳細については、「残留リスク一覧」を参照のこと。

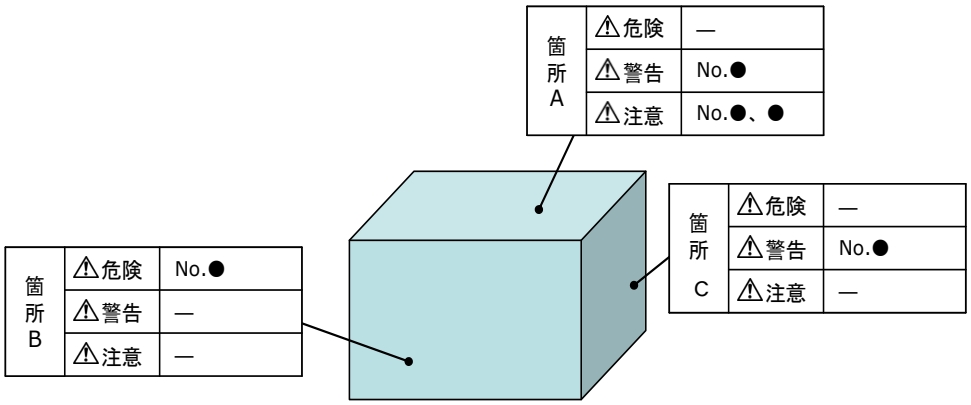

機械上の箇所が特定されない残留リスク	
⚠危険	No.●、●
⚠警告	No.●、●、●
⚠注意	No.●

受領確認
〇〇〇〇株式会社 〇〇部　〇〇課 〇山　〇太　印

残留リスクマップの留意事項　8号通達

○機械の全体図が示されている。
○機械に関する危険性等の通知の作成を行う者が想定した全ての残留リスクの情報が、全体図に記載されている。
○残留リスク一覧に記載する各情報と関連付ける記号または番号が記載されている。
○機械上の箇所が特定されない残留リスクについては、全体図近傍に別枠を設けて記載されている。
○リスクの概要（危険、警告、注意などの分類）は、この文書だけで容易に認識できるようにすることが望ましい。

別添２　「残留リスク一覧」の様式例

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスク一覧（略称：残留リスク一覧）
製品名：「　　」

〇年〇月〇日作成
株式会社〇〇〇〇〇〇

※　**必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。**

※1　残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。
- **⚠危険：** 保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容
- **⚠警告：** 保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容
- **⚠注意：** 保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容

※2「機械上の箇所」の欄に示されている記号は、本製品の「残留リスクマップ」に記載されている機械の図の箇所の記号と一致している。機械上の具体的な箇所については「残留リスクマップ」を参照のこと。

No.	運用段階	作業	作業に必要な資格・教育	機械上の箇所※2	残留リスク※1	危害の内容	機械ユーザーが実施する保護方策	取扱説明書参照ページ
1								
2								
3								
⋮								

受領確認
〇〇〇〇株式会社　〇〇部　〇〇課 〇山　〇太　印

残留リスク一覧の留意事項

8号通達

〇機械に関する危険性等の通知の作成を行う者が想定した全ての残留リスクの情報と、機械を使用する事業者が実施すべき全ての保護方策の情報が記載されていること。

〇次の事項が、一覧性のある表などにまとめられていること。
- 残留リスクマップに記載された機械の全体図の中で、保護方策が必要となる箇所を特定する記号または番号
- 保護方策が必要となる機械の運用段階および作業内容
- 機械を使用する事業者が保護方策を実施しない場合のリスクおよび危害（負傷・疾病）の内容
- 作業に必要な資格・教育（必要な場合に限る）
- 機械を使用する事業者が実施すべき保護方策
- 取扱説明書の参照部分

(参考)
〇リスクアセスメント関連資料・教材一覧

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/

厚生労働省ホームページ　＞分野別の政策　＞雇用・労働　＞労働基準　＞安全・衛生　＞リスクアセスメント

◆このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで